

就学援助は、経済的な事情によりお子様の義務教育にかかる就学費用の支払いにお困りの世帯に対し、その費用の一部を援助する制度です。世帯の所得が所定額以下であるなど、札幌市が定める要件を満たす世帯が対象となります。就学援助を希望される方は、以下の説明をご覧くださいのうえ、申請してください。

対象となるお子様

- 令和 5 年 10 月時点で小・中学校・義務教育学校・中等教育学校前期課程に在学しているお子様
- 令和 6 年 4 月に小学校に入学するお子様

対象となる世帯

札幌市内にお住まいで、次の認定要件 1～6 のいずれかに該当する世帯（生活保護を受けている世帯は対象外）

	認 定 要 件					備 考			
1	令和 4 年 10 月以降 生活保護が廃止または停止された。					生活保護を受けていた時と世帯構成が変わっていない場合に限りです。			
2	札幌市で児童扶養手当を受給している(A)、または 令和 4 年 11 月以降に受給したことがある(B)。					(B)は、児童扶養手当を受けていた時と世帯構成等が変わっていない場合に限りです。			
3	令和 4 年度または令和 5 年度のいずれかにおいて、高校生以下を除く 世帯全員(※1)の市町村民税が非課税または全額免除された。					同一年度に全員が非課税である(または免除されている)ことが必要です。			
4	高校生以下を除く世帯全員分(※1)の令和 4 年中の所得の合計額が下表の限度額以下だった。 (失業者がいる世帯や医療費が多くかかった世帯は、世帯所得の合計額から一定額を控除可能な場合があります。)								
	世帯人数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人
	所得限度額	186 万円	232 万円	252 万円	288 万円	341 万円	410 万円	480 万円	558 万円
	給与収入額の 目安(※2)	277 万円程度	343 万円程度	369 万円程度	414 万円程度	480 万円程度	567 万円程度	654 万円程度	741 万円程度
5	令和 4 年度以降、風水害・地震・火災等の災害により 個人事業主等に係る 個人事業税が全額免除された。								
6	令和 4 年度以降、社会福祉協議会から、福祉費のうち 生業経費、技能習得関係経費、支度関係経費のいずれかの貸付を受けた。(注)緊急小口資金(新型コロナウイルス感染症に伴う特例貸付を含む。)は対象外です。								

(※1) 生計維持者が単身赴任等で別居している場合は、居所が異なっても世帯員に含みます。住民票や家計が別の場合であっても、同一住居にお住まいの方は同一世帯員とします。

(※2) 収入がある方の人数や金額によって変動する場合があります。あくまでも目安であり、この金額は審査に使用しません。

申請方法

以下は札幌市内の学校の場合です。

札幌市内の一部の私立学校及び市外の学校は申請方法が異なります。札幌市教育委員会へお問い合わせください。

① 次のいずれかの方法で申請書を入手してください。

- ・学校から受け取る場合 お子様が生計維持する学校（小学校入学予定者は入学予定校）にお申し出ください。
- ・ご自身で印刷する場合 札幌市ホームページに PDF データを掲載していますのでご自身で印刷してください。

② 申請書に必要な事項を漏れなく記入してください。

就学援助費をお支払いするための振込口座の通帳コピーも必要ですので、あわせてご準備ください。

一部の方は、その他の添付書類も必要です。必要となる方や必要書類については申請要領の説明をご覧ください。

③ 学校に提出してください。(提出期限：令和 5 年 8 月 25 日)

お子様が 2 名以上いて異なる学校（小学校と中学校など）に在学の場合は、いずれか 1 校に提出してください。

※ 申請内容に疑義がある場合や、提出いただいた書類だけでは審査ができないときは、追加の確認や書類提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

※ 上記の提出期限にかかわらず、離婚や失業などで家計状況が変化した場合など、年間を通して随時、申請を受け付けます。その場合は原則として申請した月からの認定となり、支給額が月割りになる費目や支給を受けられない費目があります。

援助の内容

令和5年6月時点の内容です。国の基準改定などにより今後変更になる場合があります。
国公立・私立学校の場合は一部の費目が支給対象外となります。【公】は国公立学校（札幌市立・国立・道立）のみ、【市】は札幌市立学校のみに支給される費目です。

支給費目	支給を受けられる方（注1・2）	支給内容（注1）
学用品費等	小・中学生	小1：13,230円/年 小2～6：15,500円/年 中1：25,040円/年 中2～3：27,310円/年 (注2)
生徒会費	中学生	2,340円/年（注2）
宿泊校外活動費【公】	実施日前までに認定された方で、行事に参加した方	交通費・見学科相当額
修学旅行費【公】		実費相当額（一部対象外となる経費あり）
体育実技用具	小1・小4・中1 （対象となる授業の実施があり、助成時期までに認定された方）	（小学校）スキー用具の現物給付 （中学校）スキー用具又は柔道衣の現物給付
新入学児童生徒学用品費（入学準備金）	令和6年4月に小学校に入学する方 令和6年4月に中学校に入学する方	小学校入学準備金：54,060円/人 中学校入学準備金：63,000円/人
通学費 夏季：4～10月 冬季：11～3月 【市】	片道の通学距離が 夏季：小学生4km以上、中学生6km以上 冬季：小学生2km以上、中学生3km以上 となる方（合理的・経済的な経路に限る） ※中等教育学校在学の方は対象外です。	公共交通機関の利用額 ※他制度で通学交通費助成を受けられない場合に限り支給を受けられます。 ※公共交通機関利用日数が授業実施日数の6割未満の場合は支給を受けられません。
給食費【市】	小・中学生	認定を受けている期間中の給食費が無料
学校病医療費【市】	小・中学生で、 トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿疱疹、 中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、 寄生虫病（虫卵保有含む）の治療を受ける方	医療費自己負担額が無料（左記疾病の分のみ） ※受診前に学校から医療券の交付を受け、受診時に医療機関に持参する必要があります。 ※持参せず受診した場合や、医療券を使用できない医療機関を受診した場合は支給対象外です。
災害共済掛金【市】	小・中学生で、5月1日時点で認定された方	日本スポーツ振興センター共済掛金が無料

注1 本表には各支給費目の概略を記載しています。詳細については対象となる方に別途お知らせします。

注2 学用品費等・生徒会費の金額は年額です。令和5年11月以降に認定を受けた方への支給額は月割りとなります。

お問い合わせ

就学援助の申請に関するご相談、申請書の交付・提出等については、学校にお問い合わせください。
（札幌市外の学校の場合は、札幌市教育委員会へお問い合わせください。）

就学援助制度については、札幌市ホームページでもご案内しています。
申請書の印刷用データもホームページに掲載しています。

札幌市 就学援助

検索

